

# 答 申 書

平成25年7月24日

安曇野市長 宮 澤 宗 弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 宮 澤 正 士

## 第1 審査会の結論

安曇野市長が、異議申立人の情報公開請求に対してなした、情報不存在決定は、妥当である。

## 第2 異議申立て等の経過

- 1 平成24年10月7日付けで、異議申立人は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例5号。以下「本条例」という。）に基づき、「2012年（平成24年）7月31日午後1時30分、都市建設部建築住宅課浅川尚登課長、同課中田徹住宅係係長、健康福祉部社会福祉課三枝幸子課長、生活保護係細萱賢課長補佐兼係長、及び同係田多井俊彦主査の5名が、請求人の市営追分団地入居決定書入居許可条件2が、誓約書に連帯保証人の連署を求めている件につき、経過等確認しあったとケース記録にあるが、この時の会議について、それが、どこで実施されたのかを含めた議論の全ての内容」について、情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成24年10月29日付けで、安曇野市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対し、「請求にかかる公文書が存在しない」として、情報不存在決定を行い（以下「本件不存在決定」という。）、異議申立人に通知した（24住宅Aア-2第16号）。
- 3 平成24年10月30日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立ての趣旨及び理由は、以下のとおりである。

- 1 不存在決定について
  - (1) 本件公文書が存在しないとはおよそ考えられないため、嘘をついてその不存在を主張することは許されない。もし、公文書がないと主張するのであれば、会議での5名の発言の記憶を呼び戻し、公文書を作成し、開示すべきである。
  - (2) 異議申立の理由  
建築住宅課と社会福祉課が行った会議について、社会福祉課生活保護係が作成した異

議申立人のケース記録には、具体的な記述が残されているのに、都市建設部建築住宅課に公文書が存在しないとはおよそ考えられない。

三枝社会福祉課長及び浅川建築住宅課長も会議に出席したことを認めている。公務であるのに報告書が作成されていないはずはない。

## 2 本件不存在決定通知書の発出日について

本件不存在決定通知書の発出日は平成24年10月29日であり、異議申立人が本条例第5条に基づき公文書の公開を請求した年月日である平成24年10月7日から23日も経過しており、本条例第12条第3項に違反している。

## 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が、理由説明で行った主張は、概ね以下のとおりである。

### 1 不存在決定について

平成24年7月31日、午後1時半から建築住宅課住宅係と社会福祉課生活保護係で話した内容は、市営住宅の入居許可条件である連帯保証人2人が署名する誓約書の提出について、建築住宅課としては、安曇野市営住宅条例（平成17年安曇野市条例第199号。以下「市営住宅条例」という。）第12条に「市長の定める資格を有する連帯保証人2人が署名する誓約書を提出すること」とあるため、それを遵守して履行して貰うという方針であったものの、異議申立人本人が生活保護受給者であったことから、社会福祉課に福祉的な観点から別の方法があるか相談し、意見を聞くという打合せであり、正式な意思決定を行う会議ではなかったため、その内容を記録する文書を作成しなかったものである。

### 2 本件不存在決定通知書の発出日について

異議申立人から平成24年10月7日付けで本件請求がなされたところ、7日は日曜日、翌8日は祝日であったため、初日は9日となるが、初日不算入原則から本条例第9条3項における起算日は10日となる。さらに、安曇野市の休日を定める条例（平成17年安曇野市条例第3号）における休日は期間に算入しないため、14日以内とは、10月29日となる。よって、本条例第12条第3項には抵触していない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

本条例は、その第1条に定められているとおり、行政情報公開制度の総合的な推進を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加を促進することを目的として制定されたものである。本条例の運用にあたっては、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、市の諸活動を市民に説明する責任を全うすべき理念は十分に尊重されなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 不存在決定について

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、「2012年（平成24年）7月31日午後1時30分、都市

建設部建築住宅課浅川尚登課長、同課中田徹住宅係係長、健康福祉部社会福祉課三枝幸子課長、生活保護係細萱賢課長補佐兼係長、及び同係田多井俊彦主査の5名が、請求人の市営追分団地入居決定書入居許可条件2が、誓約書に連帯保証人の連署を求めている件につき、経過等確認しあったとケース記録にあるが、この時の会議について、それが、どこで実施されたのかを含めた議論の全ての内容」である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 異議申立人は、対象文書が存在するとする根拠として、社会福祉課生活保護係が作成した異議申立人のケース記録には、具体的な記述が残されていると主張するため、当審査会において、当該ケース記録の該当部分を確認したところ、異議申立人が主張する内容の記載がなされていることを確認した。

なお、当該ケース記録には、「建築住宅課との確認」、「経過等確認」との記載はあるが、会議が開催された旨の記載はなかった。

イ 一方で、実施機関は、本件対象文書について、打合せであったため、その内容を記録する文書を作成しなかったと主張するため、当審査会は、本件対象文書の存否を確認するため、実施機関（都市建築部建築住宅課住宅係）において、申立人の市営追分団地当選に基づく入居決定通知及び入居決定取消通知に関する書類の調査を行ったが、本件対象文書の存在を確認することは出来なかった。

ウ 実施機関の説明によれば、異議申立人は、平成24年7月4日、安曇野市市営住宅追分団地の抽選に当選したため、同年7月12日、住宅係より市営住宅入居決定書を発送し、同月26日までに市営住宅条例第12条第1項第1号に基づく連帯保証人2人が署名した誓約書を提出するよう通知した。

これに対し、異議申立人からは連帯保証人を立てることができないとして、7月26日、同条例第12条第2項による期日の延長の申し出がなされ、住宅係はこれを9月10日付けで承認し、異議申立人に対し、同年10月26日までに市長の定める資格を有する連帯保証人2人が署名する誓約書が提出されない場合は、決定を取消す旨を通知した。

その後、延長した期日が過ぎても市営住宅条例第12条第1項に規定する手続きがなかったため、同年11月1日付けで、市営住宅入居決定取消通知書を通知した。

エ 以上の経過の中で、実施機関は、市営住宅条例第12条第1項第1号に「市長の定める資格を有する連帯保証人2人が署名する誓約書を提出すること」とあるため、それを遵守して履行して貰うしかないという方針ではあったものの、異議申立人本人が生活保護受給者であったことから、平成24年7月31日、社会福祉課に対し、福祉的観点からの別の方法があればということで意見を聞くこととした。実施機関は、同日午後1時半からは、かかる観点からの打合せを行ったものであり、正式な会議ではなく、また福祉的観点の検討は、建築住宅課住宅係として携わるべき課題ではなかったため、その内容を記録する文書を作成しなかったと説明しており、本件対象文書が存在しない具体的事情として、理解可能である。

オ よって、本件対象文書は存在しないとの実施機関の説明は、これを是認することが

できる。

(3) なお、異議申立人は、公文書が存在しないのであれば、会議での5名の発言の記憶を呼び戻し、公文書を作成し、開示すべきであると主張するが、意思決定にかかる会議ではなく、実施機関の判断に影響しない非公式の打ち合わせであることからすれば、当時その内容を記録する文書を作成しなかったことが不合理であるとはいえないのであり、遡って公文書としての記録を作成すべき義務があるとまではいえないことはもちろんである。

### 3 本件不存在決定通知書の発出日について

本件通知について、本条例第12条第3項及び安曇野市の休日を定める条例第1条第1項に従って通知期間を検討すると、「公開請求があった日」は平成24年10月9日となり、初日不算入原則から通知期間の起算日は同年10月10日となる。休日は期間に算入しないとすると、14日の期間満了日は、同年10月29日となる。

よって、実施機関の説明に誤りはなく、本件通知は本条例第12条第3項には抵触していない。

### 4 結論

以上のことから、本件実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められないため、当審査会としては、「第1 審査会の結論」のとおり、不存在決定は妥当であると判断した。

## 第6 審査経過

平成24年11月7日	情報公開審査諮問書を受理(平成24年11月7日付け24住宅Aア-2第18号)
同年11月20日	異議申立人・実施機関からの意見聴取及び審査
平成25年7月1日	審議

以 上